

あいち水循環再生検討会設置要領

参考資料 1

(目的)

第1条 県民が望む水環境を確保し、人と水との関わりを取り戻すため、愛知県における健全な水循環の再生を目指す「あいち水循環再生基本構想」の策定に向けて必要な事項を検討することを目的として、あいち水循環再生検討会(以下、「検討会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 検討会の委員は、知事が委嘱する。

2 委員は、別表のとおりとする。

3 委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

(座長)

第3条 検討会に座長を置く。

2 座長は、委員が互選する。

3 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。

4 座長に事情があるときは、あらかじめ座長が指定する委員がその職務を代理する。

5 委員が団体の代表としている場合は、検討事項等により委員に代わりその団体から代理を出席させることができる。

(会議)

第4条 検討会は、座長がその議長となる。

2 検討会は、公開とする。ただし、検討会が次の各号のいずれかの事由により公開しない旨を決議したときは、この限りではない。

(1) 愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)の不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合

(2) 会議を公開とすることにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

3 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(意見聴取)

第5条 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、愛知県環境部水環境課に置く。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年8月1日から施行する。

この要領は、平成17年10月6日から施行する。

別表

(五十音順)

氏 名	所 属
愛知 康之	豊田市環境部長
井上 隆信	豊橋技術科学大学教授
宇治原 秀	アサヒビール株式会社名古屋工場エンジニアリング部 部長
尾中 宗久	国土交通省中部地方整備局企画部環境調整官
神谷 功	矢作川沿岸水質保全対策協議会事務局長
近藤 健	環境省中部地方環境事務所 環境対策課長
近藤 元博	環境パートナーシップ・CLUB(トヨタ自動車株式会社)
竹中 千里	名古屋大学教授
寺本 和子	朝倉川育水フォーラム代表(豊橋創造大学短期大学部教授)
富永 晃宏	名古屋工業大学教授
秀島 栄三	名古屋工業大学助教授
藤江 幸一	豊橋技術科学大学教授